第六十一条　法別表第一の百十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第六十二条　法別表第一の百二十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条　法別表第一の百二十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。

第六十五条　法別表第一の百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条　法別表第一の百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第六十七条　法別表第一の百二十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第六十七条の二　法別表第一の百二十六の項の主務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務とする。

第六十八条　法別表第一の百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十四　略］

第六十八条の二　法別表第一の百二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第六十九条　法別表第一の百二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第七十条　法別表第一の百三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　略］

第七十一条　法別表第一の百三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第七十一条の二　法別表第一の百三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条の公認心理師の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　公認心理師法による公認心理師登録証に関する事務

三　公認心理師法第三十一条第一項（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四　公認心理師法第三十一条第二項（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の登録の変更を証する書類の交付に関する事務

五　公認心理師法第三十二条の公認心理師の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

第六十一条　法別表第一の八十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第六十二条　法別表第一の八十七の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条　法別表第一の八十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。

第六十五条　法別表第一の九十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条　法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第六十七条　法別表第一の九十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第六十七条の二　法別表第一の九十三の二の項の主務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務とする。

第六十八条　法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十四　同上］

第六十八条の二　法別表第一の九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第六十九条　法別表第一の九十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第七十条　法別表第一の九十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　同上］

第七十一条　法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

［新設］